

屯田地区センター

◆第2期講座(左表)

対象 区内にお住まいか、勤務先のある方(中学生・高校生を除く)

申込・詳細 8月25日(木)午前10時から、受講料を用意の上、同センター窓口へ(電話不可、先着順。受付開始時に定員超過のときはその場で抽選)。

●屯田地区センター第2期講座

講座名	開講日	曜日	時間	回数	定員(人)	受講料(円)	教材費(円)
パソコンワード初級	9月26日	月～木	午前9時30分～午後0時30分	各4	各20	各3,400	各1,000
パソコンワード応用*			午後1時30分～4時30分				
パソコンエクセル*			午後5時30分～8時30分				
気功入門	10月4日	火	午前10時～正午	6	30	3,400	-

※マウス操作・文字入力のできる方が対象です。

拓北・あいの里地区センター

なお、教材費は開講初日に納めてください。

◆デジカメ入門講座

日時 9月1日～22日の木曜日 午前10時～正午(全4回)

対象 15歳以上(中学生・高校生を除く)で、拓北・あいの里地区にお住まいか、勤務先のある方

定員 12人

受講料 2千300円

教材費 200円

申込・詳細 8月15日(月)～22日(月)午前10時～午後4時に同センターへ(電話可。先着順。受講料・教材費は8月23日(火)・24日(水)午前10時～午後4時に同センター窓口へ納めてください。

◆練功十八法講座

日時 9月7日～10月12日の

水曜日午前10時～正午(全6回) 対象 15歳以上(中学生・高校生を除く)で、拓北・あいの里地区にお住まいか、勤務先のある方

定員・受講料 20人・3千400円

申込・詳細 8月22日(月)～29日(月)午前10時～午後4時に同センターへ(電話可。先着順)。受講料は8月30日(火)・31日(水)午前10時～午後4時に同センター窓口へ納めてください。



こんにちは、藍ちゃんです。最近、利用した覚えのない請求書が送られてきたり、パソコンや携帯電話でクリックしただけで料金が請求されたりしたなど「架空請求」や「不当請求」に関する相談が多くなっています。今回の「区民の『声』、あれこれ」では、そのような場合の対処方法などについて紹介するわね。

Q 心当たりのない化粧品品の請求にはどう対処?

A 購入していなければ、支払わずに放置しましょう。

化粧品代のほか、携帯電話の有料サイト利用料や電話情報サービス料、金融機関から譲り受けたとする債権の回収などの架空の請求が、悪質な

業者からはがきや電子メールで届くケースが多発しています。その多くには「裁判になる」「ブラックリストに登録される」など脅しのような文句が並んでいます。また、根拠のない架空請求は、支払わずに放置しましょう。また、相手方に電話をかけたたりすると電話番号などの個人的な情報が知られ、今度は別の手段で請求してくることが予想されますので、くれぐれも注意しましょう。

Q 「少額訴訟の呼出状」が届いたが無視していい?

A 本当に裁判所からの通知が確認しましょう。

最近「少額訴訟」や「支払督促」といった裁判手続きを悪用した架空請求もありません。このような通知が届いたときは、本当の「裁判所からの通知」かどうかを確認しましょう。裁判所からの通知は、「特別送達」と記載された裁判所の名前入りの封書で、郵便局員から手渡しで受取人に届けられます。はがきなどのように郵便受けに投函されることはありません。本当に裁判所の手続きが進められてい

る場合は、身に覚えがないものでも放置すると強制執行などの不利益を被る恐れがありますので注意しましょう。

* * *

架空請求や不当請求などで困ったときは、市消費生活相談室(728)2121にご相談ください。そのほかにも、商品やサービスなど消費生活全般に関する相談や苦情も受け付けています。

次回はどんな「声」を紹介しようかしら。それじゃあ、またね。

藍ちゃんからのお願い このコーナーでは、区民の皆さんの「声」を募集しています。手紙や電話・フアクスのほか、Eメールでも受け付けます。日ごろの疑問や要望などをお寄せください。お待ちしています。

「声」の送り先

〒001-8612 北区役所総務企画課 広聴係内 藍ちゃんの区民の「声」あれこれ担当係
※専用郵便番号のため住所記入不要です。

☎(72)2400内線24 FAX(72)2401、Eメールアドレス ktsomu@city.sapporo.jp

※各施設の所在地・電話番号は「きた4ページ」をご覧ください。